

## 気候変動、子どもを守る対策を

株式会社日本総合研究所  
調査部上席主任研究員 池本 美香

先日、散歩中の犬が靴を履いているのを初めて見た。アスファルトの熱から足を守るのだという。少し前まで、学校のプールが中止になるのは気温が低い日だったが、最近では気温の高さによる熱中症の危険から中止されるケースが増えている。

2021年に環境省・文部科学省が取りまとめた「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」によれば、近年、学校における熱中症事故は毎年5千件程度発生しているという。22年には静岡県で通園バスに子どもが取り残され、熱中症で死亡。23年には山形県で中学生が自転車で部活から帰宅中、炎天下の上り坂で倒れているのが見つかり、その後亡くなった。死亡事例は年間に0～2人ほどとはいえ、後遺症が重いケースもあり、気候変動が子どもたちに及ぼす影響について、もっと真剣に考えなければいけない。

死亡事故をきっかけに、国が通園バスへの安全装置の設置を義務付けたり、遠距離通学する子どものバスやタクシーの料金を自治体が全額補助したりする対策が講じられたものの、検討が不十分と思われる点もある。登下校時の暑さ対策として、子どもに日傘を配る自治体がある一方で、日傘の使用を禁止する学校があるという。

これについて国会で、日傘の効果などを国が学校に周知すべきではないかとの問題提起があった。しかし、国は「地域の実情等に応じて各学校およびその設置者が合理的に判断すべきものである」と回答。今年4月に出された前掲の手引き追補版にも特段記載されていない。

夏休みも毎日子どもが通う保育所や学童保育では、園庭、校庭、公園などが暑すぎて活動が大きく制限されている。先日訪問した学童保育には屋根付きの広い土の遊び場があり、これなら炎天下でも雨でも子どもたちが走り回れると思った。だが、保育所の基準で、屋根のある部分は園庭面積として認めない自治体があるという。

確かにこれまで、学校の校庭は日当たりが重視され、校舎の南側に確保されてきた。温暖化の中で子どもの屋外での遊びを保障するためには、むしろ屋根付きの庭の確保を新たな基準として設けるべきだと思う。

23年8月、国連子どもの権利委員会から、環境や気候変動と子どもの権利がどのように関係しているか、条約批准国が何をしなければならぬかを説明した「一般的意見26」という文書が公表された。子どもはきれいな空気と水、安全な気候、健全な生態系と生物多様性、健康的な食料、汚染されていない環境を手に入れることができるべきであるとされた。国は今の子どもだけでなく、将来の子どもの権利も守らなければいけないという考え方も示された。

具体的な取り組みとして、環境や気候変動の子どもへの被害や影響に対して国が支援や補償を行うこと、企業が環境を汚染しないように法律や規制を作ることを求めた。他にも子どもが環境や気候変動に関して分かりやすく正しい情報を入手できること、意見を言うことができ、その意見が大人に真剣に受け止められること、政府が決定する際に子どもを参加させることを要請している。

さらに踏み込んで、子どもの表現の自由、結社・集会の自由が制限されないよう、環境人権活動をする子どもを保護する法律を作るべきだと強調。環境との関連で意見を聴かれる権利がないがしろにされた場合には、子どもに配慮した苦情申し立て手続きや救済措置にアクセスできるべきであるとしている。

23年12月に閣議決定された「こども大綱」には、「必要に応じて一般的意見について十分に検討の上、適切に対応を検討する」とあるが、環境や気候変動に関してこども政策はどうあるべきかについては何も書かれていない。政府のホームページには、この一般的意見の日本語訳も、こうしたテーマで国連から文書が出ていることも紹介されていない。

「大人は、自分たちが経験しない未来のことについて決めるのをやめるべきです」「あなたたちが地球を壊してしまったら、私たちはどこで暮らせばいいのですか」。一般的意見を作る中で国連に寄せられたという子どもたちの声が、心に刺さった。

信濃毎日新聞 2024年8月4日付「多思彩々」に掲載されたものをもとに作成